

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員に対する企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするうえで、透明性の高い経営、迅速な意思決定、法令の遵守、企業倫理の堅持ならびに経営のチェックが最重要課題の一つであると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向け、業務提携や取引強化に必要と認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。

保有する株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を総合的に勘案し、保有の経済合理性を毎年検証し、取締役会へ報告しています。

継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を行い、縮減を図っています。

また、議決権の行使については、個別に議案内容を十分精査し、中長期的な企業価値向上に資するのか、また当社への影響等を踏まえ適切に賛否を判断し実施しています。

【原則1-7】

当社では、当社が役員や主要株主との取引(関連当事者取引)を行う場合には、当該取引が会社および株主の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しています。

1. 事前に取り締り委員会および監査等委員会において、取引条件およびその決定方法の妥当性について審議し、承認を得るものとしています。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。
3. 当社および子会社を含む全ての役員に対して、年1回関連当事者間取引の有無についてアンケート調査を実施し確認しています。

【原則2-6】

当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用受託機関に企業年金を委託しています。社内専門部署が、定期的に運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等、年金資産の運用状況を確認するとともに、運用受託機関のスチュワードシップ・コードへの取組状況に問題はないか等のモニタリングを行っています。

【原則3-1】

1. 企業理念(社是)、経営理念や中期経営計画を当社ホームページ等にて開示しています。

「企業理念(社是)、経営理念」 <https://www.tenmacorp.co.jp/info/idea/>

「中期経営計画」 <https://www.tenmacorp.co.jp/dl/?no=1416>

2. コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書に記載しています。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、職位の重さを基準にした固定報酬(基本報酬)と中長期的な業績と連動する株式報酬(自社株報酬)から構成しています。監査等委員である取締役については、業務執行を行う者でないことを踏まえて、固定報酬(基本報酬)のみとしています。
4. 取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補者の指名にあたっては、人格見識に優れ善管注意義務や忠実義務を適切に果たす者であることに加え、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出してもらいます。特に監査等委員候補者には、税務・会計・法律の専門家を1名以上選任するよう、努めています。取締役会において、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえ、候補者の指名を行います。また、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の解任については、職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合または監査等委員による違法行為差止請求がなされた場合は、取締役会で審査・決議を経て、株主総会で決定します。
5. 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任・指名については、個人別の経歴と選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択しています。取締役会に業務執行しない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図り、社外取締役が監査を担うことを通じて経営全般の監督機能の充実と経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会は法令および取締役会規程の定めるところに従い、重要な業務執行の意思決定を行います。

取締役会にて決定すべき事項としているもの以外の業務執行および決定については、経営会議または社内規程に基づき代表取締役社長等の経営陣に権限移譲を行うとともに、取締役会は経営会議および業務執行の状況を監督します。

また、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定め、必要に応じて代表取締役等へ重要な業務執行について委任し、迅速・果敢な意思決定をしております。

【原則4-9】

社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所などの独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し中立かつ客観的な視点から助言し監督できる高い専門性と多様な事業等の知識や経験を重視しています。

【補充原則4-11-1】

取締役候補者の指名に際しては、人格見識に優れ善管注意義務・忠実義務を適切に果たす者であることに加え、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しています。特に監査等委員である社外取締役候補者に

は、税務・会計・法律の専門家である候補者を1名以上選任するよう、努めています。各候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載することとしています。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、社外取締役に対し当社の役員としての責務を適切に遂行できるための時間・労力を確保するよう求めています。社外取締役の兼任状況は有価証券報告書・コーポレート・ガバナンス報告書等で開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、毎年取締役全員で取締役会の構成や運営などについて分析・評価を行う仕組みを導入しており、取締役会の実効性についての分析・評価の概要は以下のとおりです。

・取締役会の構成

活発な議論や迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数(9名)であり、また多様な事業等の経験や知識、高い専門性や見識および中立で客観的な視点を有する取締役で構成しています。

・取締役会の運営状況

取締役会への取締役(含む社外取締役)出席率は概ね100%であり、適切な議論を経て意思決定を行っています。また、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、ならびに社外取締役からのさまざまな観点での意見の提示を通じた適切な意思決定や監督を実施しています。

・提供資料・情報

議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報を取締役に提供しています。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役に対して、それぞれの役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、費用の支援を行います。具体的には、

1. 就任にあたって、社外取締役には当社の経営理念、事業内容、運営体制等についての説明やインサイダー取引防止等コンプライアンスに関する説明会を中心に、社内取締役には会社法、コーポレート・ガバナンスの説明を中心に、教育の機会を設けています。
2. 就任後は随時、当社の事業・中長期的課題に対する説明等、必要に応じ継続的に教育の機会を設けています。
3. トレーニングに必要な費用負担については会社が負担しています。

【原則5 - 1】

当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、以下の対応を実施しています。

1. IRについては総務部が担当しており、IR活動全般について統括しています。
2. 株主との対話については、社長を筆頭とする幹部および関連各部とその内容を検討し、説明者の選定も含め、適切な対応を行うように努めています。
3. 株主総会のほか個別面談等の機会を通じて、合理的な範囲で株主との対話の一層の充実に取り組みます。
4. 株主との対話の場を通じて寄せられた株主の意見は、取締役会等で情報共有し、経営戦略に反映するよう努めています。
5. 対話に際しては、社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底しています。
6. 株主・投資家の当社の事業内容に対する理解が促進されるように、ホームページを通じてタイムリーな情報還元にも努めています。
7. 株主名簿管理人より、6ヵ月に1度、情報を入手するなど、株主構造の把握に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| 株式会社カネダ興産 | 2,924,120 | 12.08 |
| 有限会社ビー・ケー・ファイナンス | 2,420,700 | 10.00 |
| 株式会社ツカサ・エンタープライズ | 1,978,320 | 8.17 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,220,800 | 5.04 |
| GOLDMAN,SACHS& CO.REG | 1,105,407 | 4.56 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 969,000 | 4.00 |
| 金田保一 | 804,116 | 3.32 |
| 司治 | 794,303 | 3.28 |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT | 606,300 | 2.50 |
| FHLホールディングス株式会社 | 586,000 | 2.42 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。

当社は自己株式2,614,867株を所有していますが、上記大株主には含めていません。

なお、「役員向け株式交付信託」に係る信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式70,000株は自己株式には含めていません。

2019年8月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2019年8月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

また、当社として実質所有株式数の確認ができたものではありませんが、同社は当事業年度において主要株主である筆頭株主となっております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 13名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 6名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 倉橋博文 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 松山昌司 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 北野治郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 片岡義正 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 藤本潤一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 菅 弘一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等 委員 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|-----------|----------|--------------|-------|
|----|-----------|----------|--------------|-------|

| | | | | |
|------|--|--|--|---|
| 倉橋博文 | | | | 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、当社取締役会を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社取締役会のガバナンス機能の回復・透明化にも貢献いただけるものと判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 松山昌司 | | | | 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、当社取締役会を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社取締役会のガバナンス機能の回復・透明化にも貢献いただけるものと判断しております。また、同氏は取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 北野治郎 | | | | 国内外における企業経営者としての経験を有するとともに、監査役としての経験も有しているため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しています。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。 |
| 片岡義正 | | | | 直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士であり、税務・会計の専門家として、有意義な助言をいただいているため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しています。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。 |
| 藤本潤一 | | | | 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有し、有意義な助言をいただいているため、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しています。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。 |
| 菅 弘一 | | | | 検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、コーポレートガバナンスの向上等に関して、専門的な見地から適格な助言をいただくためであり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、独立役員に指定しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 委員長 (議長) |
|---------|----------|-----------|-----------|----------|
|---------|----------|-----------|-----------|----------|

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|-------|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 0 | 4 | 社外取締役 |
|--------|---|---|---|---|-------|

| | |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |
|----------------------------|----|

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとしています。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、各部署長の指揮命令を受けないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部(人員4名)は、定期的に各部署の業務処理プロセスおよびその結果の適切性を検証しています。監査等委員会監査は常勤監査等委員1名および監査等委員3名により行われます。監査等委員は株主の負託および社会の要請に応えることを使命に、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要書類を閲覧する等して経営監視機能を発揮いたします。なお、監査等委員菅弘一氏は弁護士資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しています。また、会計監査法人との間で監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計監査を受けています。内部監査部は、内部監査実施時においてその活動状況と結果等について実施ごとに監査等委員会に報告を行い、監査等委員会監査と内部監査との相互連携を図り効率的かつ実効性の高い監査が行える体制としています。監査等委員会と会計監査人とは、定例的な報告会に加え、必要に応じて情報交換を行うこととしています。

【任意の委員会】

| | |
|--|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 | あり |
|--|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |

補足説明 更新

本委員会は、取締役会の諮問に応じ、主に取締役会の構成に関する事項、取締役等の選任および解任に関する事項、代表取締役等の選定および解任に関する事項、取締役報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行います。本委員会の構成は当社の独立社外取締役2名および代表取締役社長1名の計3名で構成されており、その過半数は独立社外取締役となっております。また、委員長は、本委員会の決議によって、独立社外取締役の中から選任されます。構成委員は下記のとおりです。

- ・社外取締役 松山 昌司
- ・社外取締役(監査等委員) 菅 弘一
- ・代表取締役社長 廣野 裕彦

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 6名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|-------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |
|---------------------------|-------------|

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に中長期的な業績と連動する株式報酬制度(自社株報酬)を設けています。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の限度額は年額300百万円以内、株式報酬の限度額は当初の信託期間4年間で400百万円以内かつ付与するポイント総数の上限は1事業年度当たり85,000ポイントに設定しています。
当該株式報酬は取締役会が定めた「株式交付規程」に基づき、対象取締役に對し、信託期間中の当社が定める所定の日に役位に応じたポイントを付与し、原則、取締役の退任時に付与されたポイント数に応じた当社株式が交付されるものとなっています。当該株式報酬制度は取締役の報酬と当社の株式価値が連動するものであり、中長期的には業績連動報酬と位置づけています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては、事業報告および有価証券報告書において開示し、当社ホームページ等にも掲載しています。
<https://www.tenmacorp.co.jp/ir/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には必要に応じて内部監査部がサポートしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|-------|--------|---|---------------------------|-----------|--------------|
| 藤野 兼人 | アドバイザー | ・従来顧客等との関係での業務遂行に必要な引継ぎ事項 ・自社製品開発に関する助言 ・営業における顧客の紹介および助言 | 非常勤・報酬有 | 2020/6/26 | 2020/12/31 迄 |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

上記は、当社の元代表取締役について記載しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査等委員会設置会社である当社の取締役会は監査等委員以外の取締役5名および監査等委員である社外取締役4名の計9名で構成されています。定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、資本政策および予算の策定等、重要事項の意思決定を行うこととしています。
取締役会は法令で定められた事項やその他経営全般に関する重要事項を決定するとともに取締役および執行役員の業務執行を監督しています。
日常の業務執行は、代表取締役以下の業務執行取締役および執行役員が行いますが、重要事項については経営会議により決定しています。4名の監査等委員からなる監査等委員会は組織的に監査を行うほか、監査等委員以外の取締役の職務執行を監督することとしています。

監査等委員は監査等委員会で決定した方針、監査計画、監査方法、監査業務分担に基づき監査を行い、内部監査部とは、内部監査実施時においてその活動状況と結果等について実施ごとに監査等委員会に報告が行なわれ、監査等委員と内部監査部との相互連携を図り効率的かつ実効性の高い監査が行える体制としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、株主総会で決議された範囲内で取締役会決議により決定しています。監査等委員である取締役の報酬額については、社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、株主総会で決議された範囲内で監査等委員の協議により、個別の報酬額を決定しています。

当社は、会計監査法人との間で監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計監査を受けています。

当社と非業務執行取締役である各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会の充実・強化を図って社外取締役である常勤監査等委員1名および監査等委員3名にて経営監視にあたる体制としています。監査等委員である取締役は取締役会をはじめ重要な会議に出席するなどし、取締役の職務の執行および監査計画に基づく事項をチェックすることとしています。内部監査部の監査報告を受けるほか、必要に応じて重要な事業所や子会社への監査も同行するなどして取締役の職務執行を監査する体制としています。

常勤監査等委員については1名を選定し、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務の執行状況を常時監督する体制を確保しています。また、会計監査人および内部監査部と連携し、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監査するとともに、監査等委員会へ報告することにより、社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて、実効性の高い監査機能を発揮しています。

さらに、議決権を有する監査等委員である社外取締役により、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図っています。また、社外取締役6名の体制とすることで、社外チェックの観点から客観的・中立的な経営監視機能が確保されると判断するため、現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネット(スマートフォンを含む)、携帯電話による議決権行使を可能としています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームに参加しています。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(要約)の英訳版を作成し、当社Webサイトに掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供し、海外の株主の利便性の向上を図っています。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|--|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、事業報告書、議決権行使結果およびコーポレート・ガバナンス報告書を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 当社では総務部をIR担当部署とし、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家に対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて透明性の高い企業経営を目指しています。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社はステークホルダーとの適切な協議やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し、役員、社員一人ひとりが、経営理念を具現化するため、「企業行動指針」を策定しています。行動指針は全社員に配付しているコンプライアンスマニュアル」に掲載することにより、随時確認できる環境を整備し、全社員が半期に一度行動指針の読み合わせを行うことにより確認を実施しています。また、国内に限らず海外拠点においても行動指針の掲示を行うことにより、周知徹底を行っています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社はサステナビリティを巡る課題への取り組みが重要であると考えています。消費電力を削減するため、射出成形機の電動化、照明設備のLED化、空調等設備の更新等、省電力設備の導入を行っています。また、中国広東省にある当社連結子会社 天馬精密工業(中山)有限公司では太陽光発電設備を2018年10月より稼働いたしました。これにより当工場の電力コスト2割削減を見込んでいます。更には、プラスチックの長所である量産性・軽量性・リサイクル性等を活用し、木・鉄・ダンボール等々の異素材からの資材の転換などをはじめ、環境に配慮したビジネスモデルの提案も行っています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を實踐するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(含む非財務情報)については、当社ホームページ等により積極的に開示を行っています。 |
| その他 | 女性の活躍を促進することは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から重要であると認識しており、女性の更なる活躍が可能な環境作りに取り組んでいます。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムは、経営戦略や事業目標等を組織として機能させ達成するための不可欠な仕組みであり、企業価値の増大のため合理的なシステムの構築が重要と考えております。当社の「内部統制の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社の役職員は、法令および社内規程で定めた職務権限および意思決定ルールに従い職務の執行を行うものとする。また、法令、社内規程等を遵守した行動をとるための行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従って行動するものとする。
 - (2) 当社においては、社内規程に基づくグループ会社の一体管理を行うとともに財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
 - (3) 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。
 - (4) 上記の実施状況を検証するため内部監査部はグループの内部監査を実施し、その結果を社内取締役で構成するリスク管理委員会および監査等委員会へ報告し、必要に応じて改善策実施の助言、支援を行う。
2. 当社は、当社海外子会社において認識された不適切な金銭交付の疑いについて2019年12月2日付で第三者委員会を設置し、2020年3月13日付で第三者委員会から受領した調査報告書においては、当社の海外子会社において税務調査等に関連して外国公務員に対する複数の金銭交付あるいはその疑いのある行為が行われていた旨の調査結果が報告されました(第三者委員会の調査報告書(公表版)については、2020年4月2日付にて公表しております)。当社は、第三者委員会による再発防止についての提言等を踏まえ、2020年5月1日付で当社における関係者の処分および再発防止策を公表いたしました。今後、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって再発防止の実行に着実に取り組み、再発防止策をふまえた、内部統制システムの改善を進めてまいります。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規程としてグループ全体に適用されるリスク管理規程を定め、事業に係るリスクや法令遵守、品質、環境、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの部署において把握し、損失の防止に備えるものとする。
4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社および子会社の取締役等は、各社および各部の年度予算を策定し、各担当部署長はこれに基づく業務計画を展開するとともに各種会議を通じての進捗管理を行う。
5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社内規程に従い適切に保存および管理を行うものとする。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社権限規程を定めており、子会社の取締役等はそれに従い当社に同意を求め、または報告するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該補助者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとする。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、各部署長の指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびに子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査等委員会に報告するための体制
当社および子会社の役職員は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。
また、子会社の役職員は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告することとしている。
9. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いを行わない。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
会社は、監査等委員または監査等委員会が監査の実施のため所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員と社長は定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応することを基本方針とし、「コンプライアンスマニュアル」にも定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は金融商品取引法、その他関係諸法令および東京証券取引所の諸規則を遵守し、以下の社内体制をとって、会社情報の適切な開示の徹底を図っております。

1. 情報開示取扱責任者

当社の情報開示取扱責任者として財務経理部長を定め、重要情報の適時開示と正確性に責任を持たせております。財務経理部長は、社長を筆頭とする幹部および関連各部と連携し、社内的重要情報を早期にかつ正確に把握できる体制をとっております。

2. 情報開示者

当社は代表取締役社長ならびに上記の情報開示取扱責任者を情報開示者としており、これら以外の者は情報開示は行わない体制となっております。

3. 東京証券取引所への適時開示

情報開示取扱責任者は、決定事項および決算情報については、取締役会承認後遅滞なく東京証券取引所へ適時開示を行いません。発生事実は発生後遅滞なく代表取締役社長に報告し、適時開示を行いません。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制図

